

平成27年度以降も競争性のない随意契約によらざるを得ない契約

(省庁名:外務省)

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
「成田分室他」賃貸借契約	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 本清耕造 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成26年4月1日	成田国際空港株式会社	千葉県成田市古込字古込1-1	本件サービスの提供が可能な業者は、本案件の相手方の他になく、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	55,610,940	55,610,940	100.0%		場所が指定される賃貸借その他業務	□	
「沖縄事務所建物」賃貸借契約	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 本清耕造 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成26年4月1日	大同火災海上保険株式会社	沖縄県那覇市久茂地1-1-2-1	契約目的、行政効率等を勘案した結果、契約物件に代替可能な物件は見あたらず、他に競争を許さないため(会計法29条の3第4項)。	20,382,120	20,382,120	100.0%		場所が指定される賃貸借その他業務	□	
「行政事務等に関する法律顧問」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 本清耕造 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成26年4月1日	田辺総合法律事務所	東京都千代田区丸の内3-4-2	過去における法律相談等の継続性・整合性を保ちつつ、円滑な対応を確保していくには、これまでの情報の蓄積が必要不可欠であり、右情報を有しているのは本契約相手方の他になく、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	9,600,000	9,600,000	100.0%		行政目的を達成するために不可欠な業務を提供することが可能な者から提供を受けるもの	二(へ)に準ずる	
「AP通信社ニュース」受信契約	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 本清耕造 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成26年4月1日	AP通信社	東京都港区東新橋1-7-1	当該情報サービスの提供元と直接契約するものであり、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	9,299,520	9,299,520	100.0%		行政目的を達成するために不可欠な情報の提供	二(へ)	
「CNN放送」受信契約	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 本清耕造 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成26年4月1日	株式会社日本ケーブルテレビジョン	東京都港区六本木1-1-1	契約の性質又は目的から特定の者でなければ納入または履行できず、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	4,536,000	4,536,000	100.0%		行政目的を達成するために不可欠な情報の提供	二(へ)	
「AFPダイレクトニュースサービス」受信契約	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 本清耕造 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成26年4月1日	株式会社時事通信社	東京都中央区銀座5-15-8	本件サービスの提供が可能な業者は、本契約相手方の他になく、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	5,119,200	5,119,200	100.0%		行政目的を達成するために不可欠な情報の提供	二(へ)	
「朝鮮通信社によるニュース」配信契約	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 本清耕造 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成26年4月1日	株式会社朝鮮通信社	東京都文京区白山4-33-14	当該情報サービスの提供元と直接契約するものであり、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	4,147,200	4,147,200	100.0%		行政目的を達成するために不可欠な情報の提供	二(へ)	
「DJX」利用契約	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 本清耕造 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成26年4月1日	ダウ・ジョーンズ・ジャパン株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	当該情報サービスの提供元と直接契約するものであり、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	2,157,840	2,157,840	100.0%		行政目的を達成するために不可欠な情報の提供	二(へ)	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
「BBC放送」受信契約	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 本清耕造 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成26年4月1日	BBCワールド・ジャパン株式会社	東京都千代田区霞ヶ関3-2-6	契約の性質又は目的から特定の者でなければ納入または履行できず、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	2,203,200	2,203,200	100.0%		行政目的を達成するために不可欠な情報の提供	二(ハ)	
「沖縄担当大使宿舎」賃貸借契約	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 本清耕造 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成26年4月1日	特定個人	特定個人住所	契約目的、行政効率等を勘案した結果、契約物件に代替可能な物件は見あらず、他に競争を許さないため(会計法29条の3第4項)。	2,184,000	2,184,000	100.0%		場所が限定される賃貸借その他業務	ロ	
Lexis Nexisオンライン情報サービスの提供	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 本清耕造 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成26年4月1日	レクシスネクシス・ジャパン株式会社	東京都世田谷区太子堂4-1-1	当該情報サービスの提供元と直接契約するものであり、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	1,959,552	1,959,552	100.0%		行政目的を達成するために不可欠な情報の提供	二(ハ)	
「EIU Country Reports インターネット版」購読契約	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 本清耕造 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成26年4月1日	レイデンリサーチ株式会社	東京都千代田区有楽町1-7-1	当該情報サービス代理店と直接契約するものであり、他に競争を許さないため(会計法29条の3第4項)。	2,043,913	2,043,913	100.0%		行政目的を達成するために不可欠な情報の提供	二(ハ)	
「成田国際空港有料待合室」賃貸借契約	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 本清耕造 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成26年4月1日	成田国際空港株式会社	千葉県成田市古込字古込1-1	本件サービスの提供が可能な業者は、本案件の相手方の他になく、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	-	@18,000他	-		場所が限定される賃貸借その他業務	ロ	単価契約
「官報公告等」掲載契約	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 本清耕造 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成26年4月1日	独立行政法人国立印刷局	東京都港区虎ノ門2-2-4	契約の性質又は目的から特定の者でなければ納入または履行できず、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	-	@756他	-		官報、法律案、予算案等の印刷業務	ハ	単価契約
「外国新聞(Financial Times)」購読契約	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 本清耕造 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成26年4月1日	Financial Times Japan Limited	東京都千代田区内幸町1-1-7	契約の性質又は目的から特定の者でなければ納入または履行できず、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	-	@108,820他	-		行政目的を達成するために不可欠な情報の提供	二(ハ)	単価契約
政府要人の国際会議等出席に係る通訳業務(16件)	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 本清耕造 東京都千代田区霞が関2-2-1	年間にわたり複数案件あり	株式会社サマル・インターナショナル 株式会社インターグループ 株式会社コングレ 有限会社エリコ通信社	東京都中央区築地1-12-6 大阪府大阪市北区豊崎3-20-1 大阪府大阪市中央区淡路町3-6-13 東京都品川区西大井1-1-2	通訳業務については、極めて高度な通訳能力、国際会議等における豊富な実績に加え、発言者である総理・大臣の特有の言い回しや用語に習熟し、総理・大臣自身の希望に合った相性のよい通訳者を確保することが不可欠であり、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	63,604,497	61,362,465	96.4%		相手国との関係から業務の質を確保することについて特段の配慮を要するもの 行政目的を達成するために不可欠な業務を提供することが可能な者から提供を受けるもの	二(ハ)に準ずる	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
「北方四島住民支援事業(患者受入事業)」業務委嘱(4件)	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 本清耕造 東京都千代田区霞が関2-2-1	年間にわたり複数案件あり	北海道立子ども総合医療・療育センター 北海道大学病院	北海道札幌市手稲区金山一条1-240-6 北海道札幌市北区北14条西5	本件契約は、移送される患者の身体的負担にかんがみ、適切な治療・診断を行うことのできる施設及び医師を擁し、患者の病院までの移送距離が短いことが必要不可欠である。到着港から地理的に至便な場所に位置し、今回受入れる患者の治療行為を行うことができる病院は同病院のみであり、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	9,200,198	9,200,198	100.0%		場所が指定される賃貸借その他業務	ロ	
「北方四島住民支援事業(患者受入事業)」業務委嘱(7件)	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 本清耕造 東京都千代田区霞が関2-2-1	年間にわたり複数案件あり	市立根室病院 町立中標津病院	北海道根室市有磯町1-2 北海道標津郡中標津町西十条南9-1-1	本件契約は、移送される患者の身体的負担にかんがみ、適切な治療・診断を行うことのできる施設及び医師を擁し、患者の病院までの移送距離が短いことが必要不可欠である。同病院は移動時間1時間以内に入院治療が可能であり、かつ事前に初診診断のできない入院患者への治療行為を行うことができることから、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	20,093,328	20,093,328	100.0%		場所が指定される賃貸借その他業務	ロ	
「北方四島住民支援事業(患者受入事業)」業務委嘱(8件)	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 本清耕造 東京都千代田区霞が関2-2-1	年間にわたり複数案件あり	中標津町役場 根室市役所	北海道標津郡中標津町丸山2-22 北海道根室市常盤町2-27	四島住民に真に必要な支援を実施し、領土問題の啓発を行いながら我が国に対する信頼感を高め、平和条約締結交渉の環境整備に資することが可能なのは、地方公共団体の他になく、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	25,825,880	25,825,880	100.0%		場所が指定される賃貸借その他業務	ロ	
国公費実務訪問賓客等接遇(宿舎等契約)(20件)	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 本清耕造 東京都千代田区霞が関2-2-1	年間にわたり複数案件あり	株式会社帝国ホテル 株式会社ニュー・オータニ 株式会社ホテルオークラ東京 株式会社パレスホテル 株式会社ベニシユラ東京 マンダリン・オリエンタル 東京株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-1 東京都千代田区紀尾井町4-1 東京都港区虎ノ門2-10-4 東京都千代田区丸の内1-1-1 東京都千代田区有楽町1-8-1 東京都中央区日本橋室町2-1-1	賓客政府側の希望を踏まえ、警備、立地条件及び受入体制などを総合的に判断して最適であり、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	66,469,439	66,469,439	100.0%		相手国との関係から業務の質を確保することについて特段の配慮を要するもの 行政目的を達成するために不可欠な業務を提供することが可能な者から提供を受けるもの	二(ハ)に準ずる	
「アジア太平洋安全保障協力会議についての研究」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 本清耕造 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成26年6月23日	公益財団法人日本国際問題研究所	東京都千代田区霞が関3-8-1	本契約の相手方は日本で唯一の本会議参加資格を有しており、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	3,396,824	3,396,824	100.0%		国際的取り決めによるもの	イ(ロ)	
「ワン・ワールドフェスティバル」における外務省主催トークセッション等の開催」業務委嘱	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 本清耕造 東京都千代田区霞が関2-2-1	平成27年1月19日	特定非営利活動法人関西国際交流団体協議会	大阪府大阪市中央区内本町1-4-12	本フェスティバルは契約相手先が事務局としてロジ全般を行っているフェスティバルの一部分を当方事業として行うものであり、同団体以外に本件ロジ業務委嘱を行える団体は存在せず、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	1,573,006	1,573,006	100.0%		行政目的を達成するために不可欠な業務を提供することが可能な者から提供を受けるもの	二(ハ)に準ずる	
「在外公館用FM放送機等無線機の保守・運用指導」業務委嘱(2件)	支出負担行為担当官 外務省大臣官房会計課長 本清耕造 東京都千代田区霞が関2-2-1	年間にわたり複数案件あり	株式会社JVCケンウッド	神奈川県横浜市神奈川区守屋町3-12	本件保守用部品の提供が可能な業者は当該機器の製造業者である本契約の相手方の他になく、他に競争を許さないため(会計法第29条の3第4項)。	40,757,100	40,757,100	100.0%		行政目的を達成するために不可欠な業務を提供することが可能な者から提供を受けるもの	二(ハ)に準ずる	